

○島本町立地適正化計画策定委員会規則

令和5年3月31日

規則第20号

改正 令和5年5月31日規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例(平成24年島本町条例第21号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、島本町立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとし、構成する委員の具体的な人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 学識経験を有する者 3人以内

(2) 住民 2人以内

(3) その他町長が適当と認める者 2人以内

(令5規則29・一部改正)

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議招集の特例)

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、会長が選出されていない場合にあつては、町長が会議を招集する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市創造部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要

な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この規則の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、同項本文に規定する期間の範囲内で町長が別に定める。

附 則 (令和5年5月31日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。